

令和2年1月31日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）、自転車、石油ふろがまに関する事故（リコール対象製品）について  
（詳細は次頁以降参照。）

- |   |     |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油ふろがま1件）  | 1件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちバッテリー（リチウムイオン、電動リール用）1件、<br>自転車1件）  | 2件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちシュレッダー1件、携帯型電気冷温庫1件、<br>電動アシスト自転車2件、照明器具1件、自転車4件、<br>電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、電子レンジ1件、<br>加湿器（超音波式）1件、スチームアイロン1件、<br>ポータブルDVDプレーヤー1件） | 14件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |     |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
（管理番号：A201800113を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

(1) グローブライド株式会社が輸入したバッテリー（リチウムイオン、電動リール用）について（管理番号：A201800113）

### ① 事故事象について

グローブライド株式会社（法人番号：5012701003630）が輸入したバッテリー（リチウムイオン、電動リール用）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、外郭の樹脂製ケース内部に海水が浸入したことにより、内部のリチウムイオン電池セルが外部短絡して出火したものと推定されます。

### ② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（平成31年）3月4日にウェブサイトにて情報を掲載し、対象製品について無償製品交換を実施しています。

### ③ 対象製品：商品名、型番、カラー、JANコード、製造期間、ロットナンバー、対象台数

商品名	型番	カラー	JANコード	製造期間	ロットナンバー	対象台数
スーパー リチウム	BM2600C (充電器付)	Mブラック	4960652073394	2015年6月 ～	56、57 59、5C	8,459
		マゼンタ	4960652073417			
	BM2600N (充電器なし)	Mブラック	4960652073400	2016年1月	61	
		マゼンタ	4960652073424			

2019年（平成31年）3月4日からリコール（無償製品交換）を実施  
改修率：29.1%（2019年12月31日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	—	—
2018年度	1	火災	2013年度	—	—
2017年度	0	—	2012年度	—	—
2016年度	0	—	2011年度	—	—
2015年度	0	—	2010年度	—	—

※当該事故（管理番号：A201800113）は含まない。

### <対象製品の外観及び確認方法>

バッテリー底面に貼付されているラベルを御確認ください。

バーコード下にある6桁の数字の左から2桁の数字が、「56」、「57」、「59」、「5C」又は「61」のものが対象となります。



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、保管中はバッテリーの充電はしないでください。

### 【問合せ先】

グローブライド株式会社 BM2600交換窓口

電話番号：0120(302)048

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：

[https://www.daiwa.com/jp/fishing/news/important/1253477\\_4164.html](https://www.daiwa.com/jp/fishing/news/important/1253477_4164.html)

(2) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について(管理番号：A201901076)

①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a>	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a>	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合	計		3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：2.5%（2019年12月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	39	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901076）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



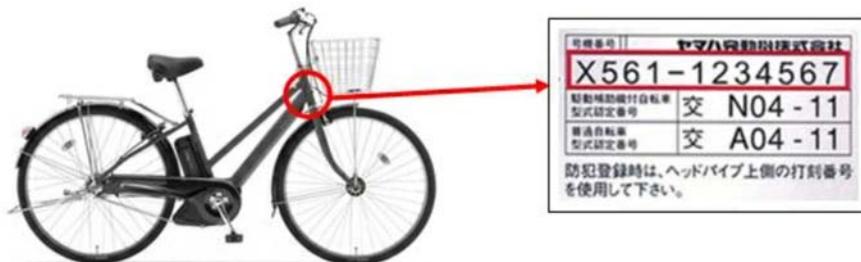
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



## ○ヤマハ発動機ブランドの場合



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(3) 株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号：A201901084）

① 事故事象について

株式会社長府製作所（法人番号：8250001005924）が製造した石油ふろがまを使用  
中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の  
作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクタ（空だき防止装置を働  
かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空  
だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、  
2007年（平成19年）7月27日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌28日  
に新聞社告を行い、点検用コネクタが付属されている全ての製品について、無償点  
検による点検用コネクタの回収を実施しています。

また、他の対象製品と電気回路や熱交換器の構造等が一部異なる2機種（CK-11  
及びCK-11S）については、空だき防止回路が不安定となることによって空だき  
防止装置の作動頻度が多くなり、修理・点検の回数も増え、点検用コネクタの戻し  
忘れの可能性が高くなることから、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修  
も実施しています。

同社は、無償点検及び点検用コネクタの回収等を促進するため、2009年（平成21年）  
10月から2010年（平成22年）3月までテレビCM放映により、  
また、継続的に、販売店、サービス店を通じ、同社製品全般の修理・点検時に対象  
製品があった場合には、点検用コネクタの戻し忘れがないかの確認及び回収等を  
徹底するとともに、ポスター掲示、店頭チラシ配布、新聞折込みチラシ等により、  
対象製品の使用者に対し呼び掛けを行っています。

③ 対象製品：品目、型式、製造期間、対象台数

品目	型式	製造期間	対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※ (バーナ型式：BM-71K、BM-71KT) (セット型式：JPK、JPS-T、JPK-N)	1984年7月 ～ 1991年9月	243,420
	JPS-T3、JPK-N3 (バーナ型式：BM-73K) (バーナ製造番号 000001～238930、 500002～588761が対象)	1991年8月 ～ 2001年9月	257,603
	CK-8、CK-8E	1985年1月 ～ 1992年5月	23,815
	CK-9、CK-9E	1985年11月 ～ 1987年7月	3,840
	CK-10、CK-10S (製造番号 000001～040080が対象)	1986年12月 ～ 2001年9月	54,181
	CK-11、CK-11S	1987年4月 ～ 1999年10月	111,085
		小計	

品目	型式	製造期間	対象台数
追いだき付 石油給湯器	JIB-T	1984年11月 ～ 1988年1月	3,150
	JIB-2T	1984年10月 ～ 1988年7月	9,093
	JIB-4	1983年4月 ～ 1984年8月	4,323
	JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、JIB-5SE	1983年11月 ～ 1986年7月	12,990
	JIB-6N、JIB-6NE、JIB-6NEG、 JIB-6NS、JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、JIB-6SAG	1986年3月 ～ 1988年4月	30,333
	JIB-7EG、JIB-7S、JIB-7SAG、 JIB-7SG	1987年12月 ～ 1991年12月	39,134
	小計		
合計			792,967

(注) ※印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部にはバーナー型式名、取扱説明書にはセット型式名が表示されています。

2007年（平成19年）7月27日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：34.8%（2019年12月31日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	2	火災	2014年度	4	火災
2018年度	1	火災	2013年度	2	火災
2017年度	3	火災	2012年度	5	火災
2016年度	7	火災	2011年度	7	火災
2015年度	3	火災	2010年度	1	火災

※当該事故（管理番号：A201901084）は含まない。

## <対象製品の外観及び確認方法>

下図は一例ですが、本体正面又は側面に型式名の表示があります。



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

株式会社長府製作所

電話番号：0120 (911) 870

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.chofu.co.jp/support/important/20070727.html>

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901084	令和2年1月13日	令和2年1月28日	石油ふるがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空だき防止装置の作動状況を判定するために一時的に使用する点検用コネクタ(空だき防止装置を動かさないようにするもの)を修理・点検後に戻し忘れたため、空だきとなった際に空だき防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	広島県	製造から20年以上経過した製品 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 34.8%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800113	平成30年5月27日	平成30年6月4日	バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)	BM2600N	グローブライド株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、外郭の樹脂製ケース内部に海水が浸入したことにより、内部のリチウムイオン電池セルが外部短絡して出火したものと推定されるが、ケースの焼損が著しく、海水が浸入した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	平成30年6月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成31年3月4日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 29.1%
A201901076	平成31年4月2日	令和2年1月28日	自転車	ALR7TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月23日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 2.5%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901072	令和2年1月16日	令和2年1月27日	シュレッダー	火災	事務所で当該製品にエアゾールスプレーを吹き付けたところ、爆発を伴う火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から20年以上経過した製品
A201901073	令和元年11月21日	令和2年1月27日	携帯型電気冷温庫	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月20日
A201901074	令和元年12月12日	令和2年1月28日	電動アシスト自転車	火災	車両内で当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月12日
A201901075	平成26年5月	令和2年1月28日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月16日
A201901077	令和元年12月12日	令和2年1月28日	照明器具	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年1月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月18日
A201901078	平成31年4月18日	令和2年1月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月19日
A201901079	平成28年12月30日	令和2年1月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、フェンスに衝突、転倒、左肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月23日
A201901080	平成30年7月9日	令和2年1月28日	自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月8日
A201901081	令和元年11月28日	令和2年1月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月23日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901082	令和2年1月4日	令和2年1月28日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201901083	令和2年1月16日	令和2年1月28日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201901085	令和2年1月17日	令和2年1月29日	加湿器(超音波式)	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201901086	令和元年11月26日	令和2年1月29日	スチームアイロン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和元年12月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201901087	令和元年11月5日	令和2年1月29日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	令和元年12月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月24日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし